

○在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の一時使用等を許可する場合の取扱いの基準
について

平成6年9月30日
蔵理第3939号

改正 平成13年 5月28日財理第2027号
平成19年 8月31日財理第3506号
平成28年 3月29日財理第1095号

大蔵省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

標記のことについて、別紙のとおり各省各庁官房会計課長及び防衛施設庁次長あて通達したから、通知する。

別紙

在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の一時使用等を許可する場合の
取扱いの基準について

平成6年9月30日
蔵理第3939号

大蔵省理財局長から各省各庁官房会計課長、防衛施設庁次長宛

標記のことについて、別紙のとおり定めたから、通知する。

なお、この通達の趣旨は、行政手続法（平成5年法律第88号）の施行に伴い、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）第4条第1項に規定する国有財産の一時使用等を許可する場合の取扱いの基準に係る指針を示したものである。

別紙

在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の一時使用等を許可する場合の取扱いの基準

(使用又は収益を許可する範囲)

1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）第4条第1項の規定により、在日合衆国軍隊に提供中の国有財産をその用途又は目的を妨げない限度において、国以外の者が使用又は収益（以下「一時使用等」という。）することを許可できる範囲の基準は、次に掲げるいずれかに該当する場合とする。

- (1) 公公用又は公益事業の用に供するため使用させるとき
- (2) 材料置場等として短期間使用させるとき

(一時使用等の許可の手続等)

2 申請等

- (1) 提供中の国有財産を特定の用途に供するため一時使用等の許可を受けようとする者（以下「一時使用等申請者」という。）がある場合において、当該財産が財務省所管一般会計所属普通財産（以下「普通財産」という。）であるときは地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。以下「地方防衛局等」という。）の長に対し、また、当該財産が普通財産以外の国有財産であるときは、当該財産を所管する各省各庁の部局等（以下「関係部局等」という。）の長に対し、当該一時使用等申請者から、一時使用等申請書を提出させるものとする。
- (2) 地方防衛局等の長は、一時使用等申請者に対し、次に掲げる事項を記載した申請書に関係図面を添付して提出させるものとする。
 - イ 申請者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名）
 - ロ 一時使用等の許可を受けようとする国有財産の施設名、所在地、区分及び数量
 - ハ 一時使用等の目的及び利用計画
 - ニ 使用期間
 - ホ 一時使用等の許可を受けようとする国有財産について現状変更（建物の新築等を含む。）を必要とするときは、その現状変更に係る部分の区分・数量・変更の内容及び理由
 - ヘ その他必要と認める事項
- (3) 一時使用等申請書が提出された場合において、当該事案の内容が上記1に該当するときは、地方防衛局等の長又は関係部局等の長は、現地合衆国軍隊の意向を確認の上、施設分科委員会の提案手続をとるものとする。

- (4) 地方防衛局等の長及び関係部局等の長は、当該事案の内容が次のイからニまでのいずれかに該当するときは一時使用等の許可を拒否するものとし、行政手続法第8条の規定により、一時使用等申請者に対し理由を書面により示さなければならない。
- イ 上記1に該当しないとき。
ロ 現地合衆国軍隊の内諾が得られなかつたとき。
ハ 合同委員会において承認が得られなかつたとき。
ニ その他当該財産の管理上支障があると認められるとき。

3 期間

一時使用等の許可の期間は、一年以内においてその一時使用等の態様によってこれを定めるものとする。ただし、更新することを妨げない。

4 使用料

提供中の国有財産（土地及び建物）を一時使用等させる場合の使用料については、平成13年3月30日付財理第1308号「普通財産貸付事務処理要領」通達に定めるところにより算定した年額貸付料に相当する額によるものとし、この場合において、在日合衆国軍隊の使用条件によりその利用が制限されるものであるときは、これらの条件を考慮して上記通達による年額貸付料に相当する額を修正した額によることができる。ただし、法令の規定により無償貸付ができる者に一時使用等させる場合においては、当該財産を無償で使用させることができる。

5 一時使用許可

地方防衛局等の長又は関係部局等の長は、一時使用等の許可をする場合においては、一時使用等申請者に許可書を交付するとともに、請書を徴するものとする。

この場合の許可書には、下記6から11までに関する事項及び次の(1)及び(2)に掲げる事項、その他必要な事項に関する条件を付するものとする。

- (1) 一時使用等の権利が消滅する場合、一時使用等の許可の内容又はそれに付帯した条件を変更する場合、使用財産の一時使用等を中止させる場合、及び一時使用等の許可を取り消す場合において、使用者に損失が生じることとなつても、使用者は国に対してその補償を請求しないこと。
- (2) 使用者が一時使用等の許可の期間中に投じた必要費、有益費等については、使用者は国に対してその補償を請求しないこと。

6 条件の変更

一時使用等の許可の期間中に、その使用財産について合同委員会の合意条件（現地協定を含む。以下同じ。）が変更されたときは、地方防衛局等の長又は関係部局等の

長は、その変更された条件に基づいて、一時使用等の許可の内容又はこれに付帯した条件の変更を行うものとする。

7 維持保全

地方防衛局等の長又は関係部局等の長は、使用財産については、使用者に現状のまま一時使用等をさせ、かつ、その維持保全を行わせるものとする。

8 現状変更等

地方防衛局等の長又は関係部局等の長は、使用者から使用財産について、改築、改造その他の現状変更の申請があった場合において、その現状変更の事由がやむを得ないと認められ、かつ、それが在日合衆国軍隊の使用に支障をきたさないものと認められるときは、上記7の規定にかかわらずその申請を承認することができる。

ただし、現状変更に要する費用は、使用者の負担とする。

9 一時使用等の中止等

一時使用等の許可の期間中に、合同委員会の合意条件に基づいて、在日合衆国軍隊が使用財産を一時的に使用することになった場合においては、地方防衛局等の長又は関係部局等の長は、その使用者に遅滞なく一時使用等を中止させたのち、在日合衆国軍隊の用に供するものとする。

この場合において、一時使用等の許可の期間が満了する以前に在日合衆国軍隊の使用が終わったときは、地方防衛局等の長又は関係部局等の長は、その残存期間について、引き続き従前の使用者に一時使用等をさせることができる。

10 許可の取消し

地方防衛局等の長又は関係部局等の長は、次の各号の一に該当する場合においては、一時使用等の許可の取消し又は許可の内容の変更をしなければならない。ただし、次の(2)に該当する場合において、違反の事実が軽微なものであり、かつ、許可を取り消すことが不適当であると認める事由があるときは、この限りでない。

- (1) 使用財産の一部又は全部を一時使用等の許可をすることができる国有財産の範囲から除外することについて、在日合衆国軍隊との間に合意が成立したとき、又は合同委員会の合意条件に基づき合衆国軍隊から通告があったとき。
- (2) 使用者が一時使用等の許可に付帯した条件に違反したとき。

11 財産の返還

地方防衛局等の長又は関係部局等の長は、次の各号の一に該当する場合においては、使用者に使用財産を原状に回復の上、遅滞なく返還させなければならない。

- (1) 一時使用等する権利が消滅したとき。
- (2) 一時使用等の許可を取り消したとき（許可内容の変更により一時使用等できる財産の範囲が縮小されたときを含む。）。
- (3) 使用者から使用財産の一時使用等を辞退する旨の申出があったとき。

12 聴聞手続等及び理由の提示

地方防衛局等の長又は関係部局等の長は、許可の取消し若しくは一時使用等の中止等の不利益処分をする場合においては、行政手続法第13条第1項に基づく聴聞若しくは弁明の機会に関する手続を経るとともに、同時に、同法第14条に基づき当該不利益処分の理由を書面により示さなければならない。

13 教示

地方防衛局等の長又は関係部局等の長は、一時使用等の許可又は許可の取消し等の行政処分をする場合においては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項に定める教示をするものとする。

ただし、一時使用等の許可の更新に対して、同一財産の同一条件による一時使用等を許可する場合で、前回の許可の際教示しているときはこの限りでない。

14 特例処理

この通達により難い特別の事情があるものについては、地方防衛局等の長は財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）又は関係部局等の長と協議の上、処理することができる。

なお、この場合において、財務局長が普通財産の協議に係る処理を行おうとするときは、理財局長の承認を得なければならない。